

新	旧	説明
<p>(目的)</p> <p>第1条 <u>いばらき観光キャンペーン推進協議会</u>（以下「協議会」という。）は、アフターコロナ・ウィズコロナといった新たな価値観に着目しながら、地域の資源・強みを活かした「新たな観光スタイル」の確立に挑戦する、市町村又は市町村観光協会（以下「市町村等」という。）、協議会会員が実施する地域資源等を活用した観光宣伝事業等について、予算の範囲内で協賛を行うものとし、その協賛については、この要綱に定めるところによる。</p> <p>(略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p>本要綱は令和3年6月11日から施行する。  <u>本要綱は令和3年9月7日から施行する。</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 <u>漫遊いばらき観光キャンペーン推進協議会</u>（以下「協議会」という。）は、アフターコロナ・ウィズコロナといった新たな価値観に着目しながら、地域の資源・強みを活かした「新たな観光スタイル」の確立に挑戦する、市町村又は市町村観光協会（以下「市町村等」という。）、協議会会員が実施する地域資源等を活用した観光宣伝事業等について、予算の範囲内で協賛を行うものとし、その協賛については、この要綱に定めるところによる。</p> <p>(略)</p> <p>付 則</p> <p>本要綱は令和3年6月11日から施行する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協議会の名称変更に伴う変更</li> </ul>